

平成 31 年度監査計画

平成 31 年度における監査、検査、審査及び入札監視（以下「監査等」という。）について、砥部町監査基準第 19 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり監査計画を定める。

なお、この監査計画は、必要に応じて予定を変更し又は追加することがある。

I 年間監査計画

1 監査

(1) 定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項）

財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、また、経営に係る事業の管理が、合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼として実施する。全課等の事務事業を対象に実施することとし、例月現金出納検査の結果を踏まえ、一体的に行うものとする。

(2) 随時監査（地方自治法第 199 条第 5 項）

必要があると認めるとき、定期監査に準じて実施する。

(3) 行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項）

必要があると認めるとき、町の事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうかを主眼として実施する。特定のテーマを定め、定期監査と一体的に行うものとする。

(4) 公金の収納又は支払事務に関する監査（地方自治法第 235 条の 2 第 2 項）

必要があると認めるとき、又は町長の要求に基づき、指定金融機関等に対し、公金の収納又は支払事務が、法令等の規定及び指定契約の約定のとおり行われているかどうかを主眼として実施する。

2 検査

(1) 例月現金出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）

会計管理者の保管する現金（歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金及び預り金を含む。）の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼とし、砥部町監査委員条例第 5 条に規定するとおり、原則毎月 25 日に実施する。なお、必要に応じ、関連する事務事業の監査を併せて行う場合がある。

(2) 指定金融機関等の検査結果の徴取（地方自治法施行令第 168 条の 4 第 3 項）

必要があるときは、会計管理者が行う指定金融機関等の検査について、その結果について報告を求める。

3 審査

(1) 決算審査（地方自治法第 233 条第 2 項及び地方公営企業法第 30 条第 2 項）

決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施することとし、例月現金出納検査の結果を踏まえ、一体的に行うものとする。

(2) 基金の運用状況審査（地方自治法第 241 条第 5 項）

特定の目的のために定額の資金を運用するための基金（以下「定額運用基金」という。）の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、定額運用基金の運用が、適切かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

(3) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項）

健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎を審査する。

(4) 入札監視定例会（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

町が発注した建設工事（以下「建設工事」）に関し、入札及び契約手続の運用状況等についての報告を求め、建設工事のうち、抽出し、又は指定したものに関し、一般競争入札参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札、随意契約に係る指名の理由及び経緯等について審査を行う。

4 監査等の対象別実施予定時期

監査等の実施期間及び結果の報告・公表時期は、概ね次のとおりとする。

監査等区分	実施期間（原則）
定期監査	11 月下旬
例月現金出納検査	毎月 25 日
決算審査	7 月下旬
基金の運用状況審査	7 月下旬
健全化判断比率等審査	8 月下旬
入札監視定例会	6 月及び 12 月

II 実施計画

1 定期監査

次のとおり行うものとする。

(1) 対象事務等

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

(2) 対象期間

平成 30 年度

(3) 事務分担

補助職員は、監査対象課等から提出された調書及び資料等により事前調査を行い、その結果について、監査委員に説明を行う。監査委員は、補助職員の説明、調書及び資料等に基づき検証及び確認を行う。

(4) 基本方針

年間監査計画のとおり。

(5) 日程

年間監査計画に基づき実施するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、これを変更することができる。

(6) 項目及び着眼点

別記「砥部町監査委員監査」により実施する。

(7) 実施手続の選択

提出された調書及び資料等を検証し、関係職員等の説明を聴取することにより監査を実施する。なお、必要に応じて現地調査及び照合等を実施する。

2 例月現金出納検査

次のとおり行うものとする。

- (1) 対象事務等
会計管理者の保管する現金（歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金及び預り金を含む。）の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性
- (2) 対象期間
検査の対象期間は、検査実施日の属する月の前月に係る月間とする。
- (3) 事務分担
監査委員は、提出を受けた検査資料等に基づき、毎月の計数及び保管現金の残高を確認する。
- (4) 基本方針
年間監査計画のとおり。
- (5) 日程
毎月 25 日に実施するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、これを変更することができる。
- (6) 項目及び着眼点
別記「砥部町監査委員監査」により実施する。
- (7) 実施手続の選択
検査資料等に基づき、毎月の計数及び保管現金の残高を確認するとともに、関係職員等からの説明を聴取することにより検査を実施する。

3 決算審査

次のとおり行うものとする。

- (1) 対象事務等
歳入歳出決算及び公営企業会計決算
- (2) 対象期間
平成 30 年度
- (3) 事務分担
監査委員は、一般会計及び特別会計について、決算書の計数が正確か、予算の執行はその目的に従い計画的かつ効果的に行われているか、財務に関する事務は関係法令に基づき適正に処理されているか、財産の取得、管理及び処分は適正に行われているかなど、例月現金出納検査の結果を踏まえ、一体的に審査し、砥部町公共下水道事業会計及び砥部町水道事業会計について、決算報告書及び財務諸表は会計の原則に従って作成されているか、事業の財政状態及び経営成績が適正に表示されているか、事業が経営の基本原則に従い運営されているかなど、例月現金出納検査の結果を踏まえ、一体的に審査する。
- (4) 基本方針
年間監査計画のとおり。
- (5) 日程
年間監査計画に基づき実施するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、これを変更することができる。
- (6) 項目及び着眼点
別記「砥部町監査委員監査」により実施する。
- (7) 実施手続の選択
提出された決算書、決算報告書及び財務諸表について検証するとともに、関係職員等の説明を聴取することにより審査を実施する。

4 基金の運用状況審査

次のとおり行うものとする。

- (1) 対象事務等
砥部町奨学基金
- (2) 対象期間
平成30年度
- (3) 事務分担
監査委員は、基金運用状況調の計数が正確かを確認するとともに、関係職員等からの説明を聴取する。
- (4) 基本方針
年間監査計画のとおり。
- (5) 日程
年間監査計画に基づき実施するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、これを変更することができる。
- (6) 項目及び着眼点
別記「砥部町監査委員監査」により実施する。
- (7) 実施手続の選択
関係職員等の説明を聴取するとともに、基金運用状況調を検証することにより審査を実施する。

5 健全化判断比率等審査

次のとおり行うものとする。

- (1) 対象事務等
普通会計の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎、公営企業会計の資金不足比率並びにその算定の基礎
- (2) 対象期間
平成30年度
- (3) 事務分担
監査委員は、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書類等の関係書類と照合するなど、その適正性を審査する。
- (4) 基本方針
年間監査計画のとおり。
- (5) 日程
年間監査計画に基づき実施するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、これを変更することができる。
- (6) 項目及び着眼点
別記「砥部町監査委員監査」により実施する。
- (7) 実施手続の選択
健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となった資料について、関係職員等の説明を聴取することにより審査を実施する。

6 入札監視定例会

次のとおり行うものとする。

- (1) 対象事務等
町が発注した建設工事のうち、抽出し、又は指定した事案

- (2) 対象期間
前回の審査実施時期に応じ定める。
- (3) 事務分担
補助職員は、定例会において審査する事案の抽出に係る事前準備を行うとともに、審査資料について、監査委員に説明を行う。監査委員は、定例会において審査する事案の抽出を行い、関係職員等から入札及び契約手続の運用状況等についての報告を求め、一般競争入札参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札、随意契約に係る指名の理由及び経緯等について審査する。
- (4) 基本方針
年間監査計画のとおり。
- (5) 日程
年間監査計画に基づき実施するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、これを変更することができるものとする。
- (6) 項目及び着眼点
別記「砥部町監査委員監査」により実施する。
- (7) 実施手続の選択
定例会において審査する事案の抽出を行い、関係職員等から入札及び契約手続の運用状況等についての報告を求めるとともに、一般競争入札参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札、随意契約に係る指名の理由及び経緯等について審査を実施する。